

千葉市学校間連携実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、複数の学校の連携により、学校事務機能の強化と学校運営に関する支援を行い、学校教育の充実に資することを目的とした学校間連携組織の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 学校間連携組織は、千葉市教育委員会が指定する小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する事務職員で構成する。

- 2 前項の学校の指定は、地域の実態を踏まえ、中学校区域を考慮して行うものとする。ただし、地域の実情により変更することができる。
- 3 教育委員会は、各行政区に学校間連携総括主任を置く。
- 4 学校間連携総括主任は各行政区の事務職員の中から教育委員会が指名する事務長をもって充てる。
- 5 学校間連携を推進するため、学校間連携総括主任連絡会を設置する。
- 6 学校間連携総括主任連絡会は、学校間連携総括主任及び事務局員で構成する。
- 7 教育委員会は、第1項の規定により指定した学校の中から中心となって業務を行う学校間連携拠点校（以下「拠点校」という。）を指定する。この場合において、拠点校以外の学校（以下「連携校」という。）は拠点校と連携して業務を行うものとする。
- 8 学校間連携組織の拠点校に、学校間連携主任を置く。
- 9 学校間連携主任は、拠点校の事務職員をもって充てる。
- 10 各行政区に学校間連携運営等に関する情報交換等を行うため、学校間連携主任会議を設置する。
- 11 学校間連携主任会議は、各行政区の学校間連携総括主任及び連携主任で構成する。
- 12 学校間連携を支援し、円滑に推進するため学校間連携運営協議会を設置する。
- 13 学校間連携運営協議会に関し、必要な事項は教育委員会が別に定める。

(業務内容)

第3条 学校間連携組織の業務内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校運営及び経営の参画に関すること。
- (2) 事務の効率化・適正化に関すること。
- (3) 地域に応じた各学校の教育支援に関すること。
- (4) OJT（職場内研修）に関すること。
- (5) 事務組織の整備に関すること。
- (6) その他学校間連携によることが適当と認められる業務に関すること。

(学校間連携総括主任の役割)

第4条 学校間連携総括主任の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 行政区内の学校間連携組織の運営・業務を総括すること。
- (2) 本務校校長の監督のもと、行政区内の拠点校の校長、教育委員会との連携に十分留意しながら、行政区内学校間連携組織間の業務の調整及び指導助言を行うこと。
- (3) 必要に応じて学校間連携主任会議を行うこと。

(学校間連携主任の役割)

第5条 学校間連携主任の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校間連携総括主任を補佐し、学校間連携組織の業務を掌理すること。
- (2) 本務校校長の監督のもと、連携校の校長との連携に十分留意しながら、学校間連携組織の業務の企画運営と学校間の連絡調整及び指導助言を行うこと。

(学校間連携組織の事務職員の役割等)

第6条 学校間連携組織の事務職員の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本務校校長の監督のもと、学校間連携業務として計画したものを整理するとともに、情報収集及び専門性の向上に努めること。
 - (2) 教育委員会が指定した業務のうち学校間連携業務として計画したものについて、学校間連携主任又は学校間連携総括主任による確認等を得ること。
 - (3) 学校間連携業務について、校長へ報告し、教職員への情報提供をするとともに日常業務によりその成果を還元すること。
- 2 学校間連携組織の事務職員は、あらかじめ教育委員会が指定した業務のうち学校間連携業務として計画したものに関する文書等について、相互に確認することができるものとする。

(実施方法)

第7条 学校間連携組織の事務職員は、拠点校もしくは指定された場所に、定期的又は必要に応じて集まり学校間連携業務を行う。

- 2 学校間連携主任は、学校間連携年間計画書、学校間連携実績報告書を作成し、学校間連携総括主任を経由して学校間連携運営協議会に提出する。
- 3 加配を配置している場合は、学校間連携についての実践内容を教育委員会へ報告する。
- 4 学校間連携組織は、学校間連携運営協議会と連携し、学校間連携業務を行う上で必要などきは、学校間連携運営協議会の指導・助言を受けるものとする。

(服務)

- 第8条 学校間連携組織の事務職員の服務については、本務校の校長の定めるところとする。
- 2 学校間連携組織の事務職員の本務校以外の勤務については、本務校の校長の命令による。
 - 3 学校間連携組織の事務職員は、学校間連携組織内の個人情報の取り扱いについては、細心の注意を払うとともに、地方公務員法第34条に規定する守秘義務について厳守する。
 - 4 学校間連携組織の事務職員は、兼務発令をすることなく学校間連携組織内の業務に従事できる。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、学校間連携組織に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。